平成２７年（フ）第１１１２０号
東京都世田谷区祖師谷１丁目35―５―203
債務者　五味　武志（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１２３号
東京都三鷹市上連雀４丁目２―５―208
債務者　石川　優太
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１２４号
東京都墨田区東向島４丁目10―２―201
債務者　武田久美子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１２５号
東京都東久留米市本町３丁目１―22　シャインハイツ東久留米Ｐ２　802
債務者　升澤　達也
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１２６号
埼玉県八潮市大字新町134―２　やすらぎの里　八潮寮302、住民票上の住所東京都荒川区東日暮里３丁目10―８―201
債務者　小林　善勝
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１２９号
東京都荒川区西尾久５丁目15―20　駐車場奥１Ｆ
債務者　堀江　奈美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１３０号
東京都東村山市恩多町１丁目５―３―203
債務者　高嶺　善利
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１３１号
東京都新宿区大久保１丁目４―23―207
債務者　塚本　新吾
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１３２号
東京都杉並区高井戸東３丁目６―７―203
債務者　巻　紀里子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８１号
静岡市葵区新間670番地の26、旧住所静岡市葵区川辺町２丁目１番13号
債務者　志村　　紫
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７６号
岡山市北区奥田１丁目１番３号1005
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１９号
岡山市中区藤原光町３丁目14番１号サンパレス岡山701
債務者　奥山　　操
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２３号
岡山市北区十日市西町７番２号市営住宅101号室
債務者　山﨑　敬子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３１号
岡山市北区今８丁目１番17号オブリガード今501、旧住所大阪市中央区西心斎橋１丁目６番３号サンライズ602
債務者　森　　遥香
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２５号
愛知県西尾市鳥羽町十三新田46番地63
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係